

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市犯罪被害者等支援条例（令和2年桑名市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両及び一般交通の用に供する鉄道、船舶、航空機等の接触、衝突等によって生じたものをいう。

(2) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。

2 条例第2条第1号の心身に有害な影響を及ぼす行為で規則で定めるものは、交通事故とする。

(遺児への支援)

第3条 条例第7条に規定する支援金（以下「支援金」という。）の支給対象者は、市民のうち、犯罪等により保護者が死亡した遺児とする。

2 支給対象者に支給する支援金の額は30万円とする。ただし、同一の世帯において支給対象者が複数いる場合は、30万円を上限とする。

3 支援金の申請ができる者は、当該遺児を現に監護する保護者とする。

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、桑名市遺児支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、条例に定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、これを省略することができる。

(1) 犯罪等により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

(2) 遺児及び申請者の住民票の写し

(3) 遺児と死亡した者及び申請者との続柄を証する戸籍の謄本その他証明書

(4) 交通事故による死亡の場合は、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請ができる期間は、当該犯罪等の発生を知った日から2年を経過する日又は当該犯罪等が発生した日から7年を経過する日のいずれか早い日までとする。

(家事援助費の助成)

第5条 条例第8条に規定する家事援助に要する費用の助成（以下「家事援助費の助成」という。）を受けすることができる犯罪被害者等は、市民のうち、家事援助費用を負担する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪等により死亡した被害者の遺族であって、当該犯罪等の発生時に当該被害者と生計を一にしていた者のうち、次のいずれかに該当するものとし、助成を受けるべき順位は、次に掲げる順序とする。この場合において、イに掲げる者のうちにあつては、当該イに掲げる順序とし、父母については養父母を先とし、実父母を後とする。

ア 被害者の配偶者（事実上婚姻関係にあつた者を含む。以下同じ。）

イ 被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 犯罪等により重傷病を負った被害者

(3) 犯罪等により重傷病を負った被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、当該犯罪等発生時に当該被害者と生計を一にしていた者

2 家事援助費の助成を受けることができる家事援助の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 調理

(2) 衣類の洗濯

(3) 住宅の掃除及び整理整頓

- (4) 生活必需品の買い物
 - (5) 通院等の介助
 - (6) その他必要な家事援助
- 3 前項各号に掲げる家事援助は、家事援助に係るサービスを提供する事業者が派遣するヘルパー等により、犯罪被害者等の居宅において実施されるものとする。ただし、前項第4号及び第5号に掲げる家事援助については、この限りでない。
 - 4 家事援助費の助成の額は、家事援助の利用に係る費用のうち、1時間当たり3,000円を限度とする。
 - 5 家事援助費の助成は1時間を単位とし、当該時間の合計は30時間以内とする。この場合において、1時間に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
 - 6 家事援助費の助成を受けることができる期間は、犯罪等の被害を受けた日から6月以内とする。
(一時保育費の助成)
- 第6条 条例第8条に規定する一時保育に要する費用の助成（以下「一時保育費の助成」という。）を受けることができる犯罪被害者等は、市民のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 前条第1項各号に規定する者
 - (2) 当該被害者の就学前の子を監護する者
- 2 一時保育費の助成は、次の各号のいずれかに該当する場合に受けられるものとする。
 - (1) 当該犯罪等の被害に伴い病院等へ通院又は入院するとき。
 - (2) 当該犯罪等に関する刑事手続又は民事手続に関与する必要があるため警察、司法機関等へ出向くとき。
 - (3) その他市長が必要と認めるとき。
 - 3 一時保育費の助成の額は、一時保育の利用に係る費用のうち、1回当たり3,000円を限度とし、5回以内とする。
 - 4 一時保育費の助成を受けることができる期間は、当該犯罪被害を受けた日から6月以内とする。
(市営住宅入居の特別配慮)
- 第7条 条例第9条に規定する市営住宅への入居における特別の配慮とは、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が希望する場合に、別に定める基準に基づき市営住宅への一時的な入居を認める措置をいう。
- 2 前項の従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 従前の住居又はその付近において犯罪等が行われたために当該住居に居住し続けることが困難となった者
 - (2) 犯罪等により住居が焼失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった者
 - (3) 二次的被害を受けた者
 - (4) その他市長が必要と認めた者
 - 3 前2項に定めるもののほか、市営住宅への一時的な入居に関し必要な事項は、別に定める。
(家賃の助成)
- 第8条 条例第9条に規定する家賃の助成を受けることができる犯罪被害者等は、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等で、新たに民間賃貸住宅に入居し当該賃貸住宅家賃を負担する市民のうち、第5条第1項各号のいずれかに該当する者とする。
- 2 前項に定める従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等とは、前条第2項各号のいずれかに該当する者とする。
 - 3 家賃の助成の額は、1月当たりの家賃の月額額の2分の1に相当する額で3万円を限度とし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。
 - 4 助成の対象となる家賃は、当該被害を受けた後、最初に新たに賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月（当該入居した日が月の初日であるときは、当該入居した日の属する月）から6月以内の家賃とする。
 - 5 家賃の助成の対象となる期間は、当該被害を受けた日から1年以内とする。
(転居費の助成)
- 第9条 条例第9条に規定する転居に要する費用（以下「転居費」という。）の助成を受けることがで

きる犯罪被害者等は、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等で、新たな住居に転居し当該転居費を負担する市民のうち、第5条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

2 前項の従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等とは、前条第2項各号のいずれかに該当する者とする。

3 助成を受けることができる転居費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 引越しに伴う運送費用及び荷造り等サービス費用
- (2) その他市長が必要と認める費用

4 転居費の助成額は、20万円を限度とする。

5 転居費の助成は、一の被害について一の申請に限り行うことができるものとする。

6 転居費の助成の対象となる期間は、当該被害を受けた日から1年以内とする。

(真相究明活動費の助成)

第10条 条例第10条に規定する犯罪被害者等がその被害に係る事件の被疑者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動（以下「真相究明活動」という。）を行うために必要な費用（以下「真相究明活動費」という。）の助成を受けることができる者は、市民のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪等により死亡した被害者の遺族のうち、次のいずれかに該当するものとし、助成を受けるべき順位については、第5条第1項第1号の規定を準用する。

ア 被害者の配偶者

イ 被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 犯罪等により重傷病を負った被害者

(3) 犯罪等により重傷病を負った被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって当該犯罪等発生時に当該被害者と生計を一にしていた者

(4) その他真相究明のために市長が必要と認める者

2 真相究明活動費の助成額は、一の被害について、一年当たり30万円を限度とする。

3 真相究明活動費の助成を受けることができる期間は、当該被害を受けた日から5年以内とする。

4 助成を受けることができる真相究明活動とは、未解決事件の犯人に関する情報の提供を呼びかける資料の作成に係る費用その他市長が真相究明活動のために必要と認めるものとする。

(助成金の支給申請)

第11条 第5条、第6条及び第8条から第10条までに規定する助成金（以下「犯罪被害者等助成金」という。）の支給を受けようとする者は、桑名市犯罪被害者等助成金支給申請書（様式第2号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、助成の対象となる費用の支払いを証する領収書又はこれに準ずる書類及び当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、条例に定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、これを省略することができる。

(1) 犯罪等により死亡した者の遺族が助成を受けようとする場合

ア 死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

イ 申請者である遺族の住民票の写し

ウ 申請者である遺族と死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本その他証明書

エ 申請者である遺族が死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 交通事故による死亡の場合は、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し

(2) 犯罪等により重傷病を負った被害者である市民が助成を受けようとする場合

ア 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書又はその写し（受傷日、負傷の状態、療養期間及び入院日数が明記されているものに限る。）

イ 申請者の住民票の写し

(3) 犯罪等により重傷病を負った被害者である市民の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が助成を受けようとする場合

ア 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書又はその写し（受傷日、負傷の状態、療養期間及び入院日数が明記されているものに限る）

イ 申請者及び被害者の住民票の写し

ウ 申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本その他証明書

（支給の制限）

第12条 市長は、次に掲げる場合には、支援金及び犯罪被害者等助成金（以下「支援金等」という。）の支給を行わないものとする。

(1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他当該犯罪等の被害につき、犯罪被害者等にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(2) 他の地方公共団体から、この規則に規定する支援金等と同種のものの支給を受けたことがあるとき。

(3) 犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金等の支給をすることが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

（支給の決定等）

第13条 市長は、支援金等の申請があったときは、速やかに申請内容を審査するほか、必要に応じて関係機関への照会等を実施できるものとする。

2 市長は、支援金等の支給について、桑名市犯罪被害者等支援金等支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金等の請求）

第14条 前条に規定する通知により支給決定を受けた者は、桑名市犯罪被害者等支援金等請求書（様式第4号）により、市長に当該支援金等を請求するものとする。

（支給決定の取消し等）

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金等の支給を受けた者があるとき又は支援金等の支給後において第12条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該支給決定を取り消し、支援金等の返還を命ずることができる。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年10月1日以後に発生した犯罪等による被害について適用する。